

2. 藤原宮西方官衙地域の調査（第33—6次）

（昭和57年3月）

調査地は、第5～9次調査（学報Ⅱ）で明らかにした西方官衙地域に北接する水田である。また、水田の東部では、かつて第27—2次調査を行ない、宮造営に先行する四条大路の南側溝と推定される東西溝SD 2630を検出している（概報10）。今回は、その西延長部分の検出を主な目的とした。調査地の層序は、耕土・床土・暗茶褐色土層であり、遺構は、暗茶褐色土層の上面で検出した。

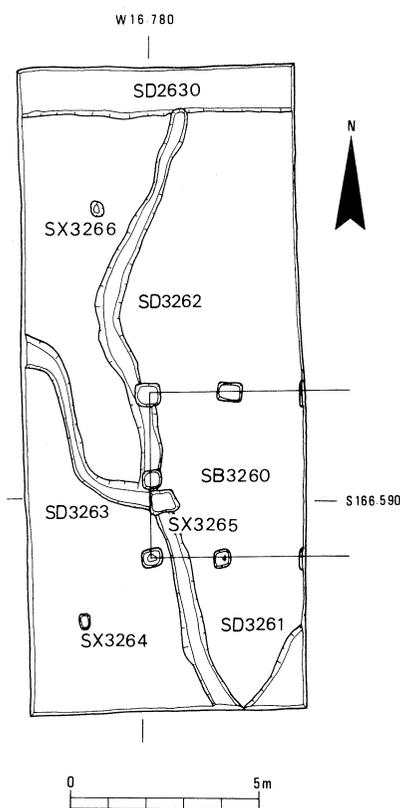
検出した主な遺構には、7世紀代の掘立柱建物SB 3260、東西溝SD 2630、ピットSX 3265・3266のほか、古墳時代の布留式土器を含む小ピットSX 3264、弥生時代の畿内第Ⅴ様式土器を含み北流する一連の素掘溝SD 3261～3263などがある。

東西溝SD 2630は、第27—2次調査で検出した四条大路南側溝の西延長部分にあ

たり、都合24 m分を検出したことになる。溝の幅は1.35 m、深さは最大0.3 mで、堆積土から、藤原宮直前の土器が出土しており、藤原宮期には埋められていたものと考えられる。

掘立柱建物SB 3260は、梁行2間（4.3 m）、桁行2間以上（4.1 m以上）の東西棟で、建物方位は北で西へ約2°ふれている。西方官衙地域では、7世紀代の建物群を4期に分類しており、柱掘形出土の土器や建物方位を考慮すると、SB 3260はA—2期に属するものとみなされる。

なお、第27—2次調査では、SD 2630の南2.4 mの位置で、溝と平行する塀SA 2631を検出しているが、本調査区では、想定位置に、塀などの施設は認められなかった。前回調査のSA 2631は、柱間が不揃いである点などからみて、SD 2630に



第3図 第33—6次調査遺構配置図(1:200) 伴なう塀であるか否かに疑問がのこる。